

奈良県森林技術センターにおける公的研究費の取扱いに関する 不正防止対策の基本方針

令和4年12月1日

最高管理責任者（奈良県森林技術センター所長）策定

奈良県森林技術センター（以下「当センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）等を踏まえ、奈良県森林技術センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程第4条第2項に掲げる公的研究費の取扱いに関する不正防止対策の基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理に関わる責任体系を明確化し、当センター内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費の適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備として、次のとおり実施する。

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施
- (2) 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因に対応した実効性のある不正防止計画を策定し、計画を確実に継続的に実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、必要に応じて改善策を講じる。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用に関するルール等について、当センター内外への情報発信により情報共有を図る。

また、公的研究費の不正への取組に関する当センターの方針等を外部に公表する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、当センター全体の視点からモニタリング及び監査する体制を整備し、実施する。